個人情報利用等に関する同意について

申込人および家族会員申込人（以下、併せて「申込人等」という。）は、株式会社京都銀行（以下、「銀行」という。）ならびに株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）に「Kyoto Card Neo（JCB)」（以下、「クレジットカード」という。）の申込みを、京銀カードサービス株式会社（以下、「保証会社」という。）に保証委託の申込みを行うにあたり、下記の条項の内容に同意します。下記の条項が申込書、会員規約等の条項と重複している場合には下記の条項が適用され、下記の条項以外の条項については、申込書、会員規約等の条項が適用されることとします。

Ⅰ．カードを申込むにあたっての同意について

第１条(個人情報の利用目的)

申込人等は、銀行が、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）に基づき、申込人等の個人情報（本申込後の変更・追加内容および本申込前に取得した内容も含みます。以下同じ。）を、下記の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲において保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、銀行法施行規則等の規定に基づき、銀行は業務を行う際に知り得た私に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

1.業務内容

①預金業務、融資業務、為替業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務

②公共債窓販業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務

③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2.利用の目的

①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく際の資格、要件を満たしているかの確認のため

③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため

④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

⑤金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

⑥適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑦お客さまに対し、証券業務にかかる取引結果、預り残高等の報告を行うため

⑧与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑨適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に委託するため

⑩適切な業務の遂行に必要な範囲で共同利用を行うため

⑪他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑫お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑬市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑭ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑮グループ会社や提携会社等（提携会社等には、広告掲載を希望する当行のお取引先（事業者、自治体等）を含みます。）の商品やサービスの各種ご提案のため

⑯各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

⑰その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

第２条（個人信用情報機関の利用等）

1. 申込人は、銀行の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および同機関と提携する個人信用情報機関に申込人の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 申込人は、自らの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、銀行の加盟する個人信用情報機関に本同意書末尾に記載の表に定める期間登録され、銀行が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 申込人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
4. 銀行が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス等は本同意書末尾に記載のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面にて通知し、同意を得るものとします。
5. 銀行が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、本同意書末尾に記載のとおりです。
6. 個人信用情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。（銀行ではできません。）

第３条（銀行と保証会社の間での個人情報の提供）

申込人等は本申込みにおいて保証会社に保証委託をする場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、銀行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

（1）銀行より保証会社に提供される情報

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報

②本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報

③銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報

④銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報

⑤延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報

⑥銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

〈提供される目的〉

①本申込みならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定

②保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し

③加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供

④法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行

⑤市場調査等研究開発

⑥取引上必要な各種郵便物の送付

⑦その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行

(2) 保証会社より銀行に提供される情報

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報

②本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報

③保証会社における保証審査の結果に関する情報

④保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報

⑤保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報

⑥銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

⑦代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

〈提供される目的〉

第１条に定める銀行における個人情報の利用目的

第４条（個人情報の保険会社への第三者提供）

申込人等は本契約に保険を付ける場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を、下記に記載の利用目的の達成に必要な範囲で、銀行が保険契約を締結する幹事生命・損害保険会社に提供されることに同意します。

〈提供される情報〉

①氏名、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報

②延滞情報を含む本契約の返済に関する情報

③その他、銀行が幹事生命・損害保険会社に対して保険金を請求するにあたり必要な情報

〈提供される目的〉

幹事生命・損害保険会社における当該生命・損害保険の加入、管理および支払いのため

第５条（個人情報の債権譲渡にともなう第三者提供）

ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。申込人等は、その際、申込人等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第６条（個人情報の利用・提供の中止）

1. 銀行は、第１条第２項⑭、⑮に記載する利用目的での個人情報の利用について、申込人等から利用中止の申出があったときは遅滞なくこれに応じ、以降の当該目的での利用を中止する措置をとるものとします。
2. 前項の利用中止手続きについては、取引店に連絡のうえ銀行所定の方法により行い、銀行は速やかにこれに応じるもの

とします。

第 7 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 申込人等は、銀行および第２条で記載する個人信用情報機関に対して、申込人等に関する個人情報を「個人情報の保護に関する法律」の定めるところにより開示するよう請求することができます。

（1）銀行に開示を求める場合には、取引店に連絡のうえ、銀行所定の方法により行い、銀行は速やかにこれに応じるものとします。

（2）個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾に記載の個人信用情報機関に連絡してください。（銀行ではできません。）

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行は「個人情報の保護に関する法律」の定めるところにより速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 8 条(本同意条項に不同意の場合)

銀行は、申込人等が本契約の必要な記載事項（契約書面表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第 9 条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立であっても本申込みをした事実は第 1 条および第 2 条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 10 条(条項の変更)

銀行は、本同意条項について法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

Ⅱ.クレジットカードを申込むにあたっての同意について

第 1 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 申込人等は、銀行および JCB（以下、「両社」という。）が申込人等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

（1）本契約（本申込を含む。以下同じ。）を含む銀行もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、職業、取引目的、E メールアドレス等、申込人等が入会申込時および契約後に届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、申込人等と両社の契約内容に関する事項。

③申込人のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。

④申込人等が入会申込時および契約後に届け出た収入・資産・負債・家族構成等、銀行または JCB が収集したクレジット利用・支払履歴。

⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または申込人等が銀行に提出した収入証明書類等の記載事項。

⑥銀行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。(公的機関に当該書類

の交付を申請するに際し、法令等に基づき①②③のうち必要な情報を公的機関に開示する場合があります。）

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した、氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。

⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OS の種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。

(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、申込人等が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について銀行または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本章末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②銀行もしくは JCB または両社のクレジットカード事業その他の銀行もしくは JCB または両社の事業（銀行または JCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（申込人等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・E メールその他の通信手段等の方法による等、銀行、JCB または加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体への提供。

(3)本契約に基づく銀行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。

2.申込人等は、銀行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第１項(1)①②③④の個人情報（第２条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。）を共同利用することに同意します。（JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

3. 申込人等は、以下の銀行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第１項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第２条（個人信用情報機関の利用および登録）

1. 申込人は、銀行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関について以下のとおり同意します。

(1)両社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、申込人の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。）が登録されている場合はこれを利用すること。

(2)本同意書末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める申込人の個人情報（その履歴を含む。）が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録にかかる情報が提供され、自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにこれを利用されること。

(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

第３条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 申込人等は、銀行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1)銀行に対する開示請求：本章末尾に記載の銀行相談窓口へ

(2)JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本章末尾に記載のJCB相談窓口へ

(3)加盟個人信用情報機関に対する開示請求：本同意書末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ（銀行ではできません。）

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第４条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、申込人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第１条第１項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める銀行、JCB または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本章末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

第５条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由の如何にかかわらず、第１条に定める目的（ただし、第１条第１項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める銀行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。）および第２条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 退会の申し出または会員資格の喪失後も、第１条に定める目的（ただし、第１条第１項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める銀行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

〈ご相談窓口〉

1. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

　株式会社ジェーシービー　JCB インフォメーションセンター

　東京　0422-76-1700　　大阪　06-6941-1700

　福岡　092-712-4450　　札幌　011-271-1411

2. 第３条、第４条に関するお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社京都銀行　お客さまのお取引店　各店舗の住所・電話番号は当行のホームページ（https://www.kyotobank.co.jp/）をご覧ください。

株式会社ジェーシービー　お客さま相談室

〒107-8686　東京都港区南青山 5-1-22　青山ライズスクエア　TEL0120-668-500

Ⅲ.保証委託を申込むにあたっての同意について

第１条(個人情報の収集・保有・利用)

申込人等は、保証会社が、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）に基づき、申込人等の下記の個人情報（本申込後の変更・追加内容および本申込前に取得した内容も含みます。以下同じ。）を、保証会社が下記の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲において保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、保証会社は業務を行う際に知り得た私に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

1. 個人情報

①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、家族構成、住居状況等、申込人等が所定の申込書等に記載した情報

②入会申込日、入会承認日、利用可能額、契約終了の有無等の契約内容

③申込人等のクレジットカード番号、カード利用状況、カード利用場所、決済情報（延滞情報等を含む。）

④犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類または申込人が提出した収入証明書類等の記載事項

⑤申込人等が申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴

⑥申込人等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑦官報情報等、公開情報

⑧銀行から提供された申込人等の情報

2. 業務内容

①個人ローンの保証業務およびこれらに付随する業務

②その他保証会社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務

3. 利用目的

①本申込みならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定

②保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し

③加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供

④法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行

⑤市場調査等研究開発

⑥取引上必要な各種郵便物の送付

⑦その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行第２条(個人信用情報機関への登録・利用)

第２条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 申込人は、保証会社の加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟個人信用情報機関」という。）および同機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」という。）に申込人の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、保証会社がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 申込人は、自らの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟個人信用情報機関に本同意書末尾に記載の表に定める期間登録され、保証会社の加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 申込人は、本同意書末尾に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
4. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス等は本同意書末尾に記載のとおりです。また、契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面にて通知し、同意を得るものとします。
5. 提携個人信用情報機関は本同意書末尾に記載のとおりです。
6. 個人信用情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。(保証会社ではできません。)

第３条(保証会社と銀行の間での個人情報の提供)

申込人等は本申込みにおいて保証会社に保証委託をする場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、保証会社と銀行が相互に提供し、利用することに同意します。

(1)保証会社より銀行に提供される情報

「Ⅰ．カードを申込むにあたっての同意について」の第３条(2)に定める個人情報

〈提供される目的〉

「Ⅰ．カードを申込むにあたっての同意について」の第１条に定める銀行における個人情報の利用目的

(2)銀行より保証会社に提供される情報

「Ⅰ．カードを申込むにあたっての同意について」の第３条(1)に定める個人情報

〈提供される目的〉

第１条に定める保証会社における個人情報の利用目的

第４条(個人情報の債権譲渡にともなう第三者提供)

保証履行にともなう求償債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。申込人等は、その際、申込人等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第５条(個人情報の債権管理会社への第三者提供)

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成１０年１０月１６日法律第１２６号）第３条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本契約にかかる債権の管理・回収を委託する場合には、申込人等に関する第１条に規定する個人情報を、同社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より同社に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第６条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 申込人等は、保証会社および第２条で記載する個人信用情報機関に対して、申込人等に関する個人情報を「個人情報の保護に関する法律」の定めるところにより開示するよう請求することができます。
   (1) 保証会社に開示を求める場合には、第８条に記載の窓口に連絡してください。
   (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾に記載の個人信用情報機関に連絡してください。(保証会社ではできません。)
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は「個人情報の保護に関する法律」の定めるところにより速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第７条(本同意条項に不同意の場合)

保証会社は、申込人等が本契約の必要な記載事項（契約書面表面で申込人等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第８条(問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せは、下記までお願いします。

京銀カードサービス株式会社　お客様相談室

〒600-8216　京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731 番地

TEL　075-344-2211

第９条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立であっても本申込みをした事実は第１条および第２条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 10 条(条項の変更)

保証会社は、本同意条項について法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【加盟個人信用情報機関】

○全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216　東京都千代田区丸の内 1-3-1

03-3214-5020

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。

○株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375　東京都新宿区西新宿 1-23-7　新宿ファーストウエスト 15 階

0120-810-414

https://www.cic.co.jp/

○株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014　東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号　住友不動産上野ビル 5 号館

0570-055-955

https://www.jicc.co.jp/

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は各機関のホームページをご覧ください。

【登録情報と登録期間】

○全国銀行個人信用情報センター　…銀行が加盟しています。

登録情報	登録情報の登録期間
①氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	登録情報②③④⑤⑥⑦のいずれかが登録されている期間
②借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間
③加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から１年を超えない期間
④官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	本人申告のあった日から５年を超えない期間

○株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）　…銀行、ＪＣＢ、保証会社が加盟しています。

登録情報	登録情報の登録期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかが登録されている期間
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申込みの事実	当該利用日より６か月間
③入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁の申立有無	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年以内

④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より５年以内

○株式会社日本信用情報機構（ＪＩＣＣ） …ＪＣＢが加盟しています。

登録情報	登録情報の登録期間
①本人を特定するための情報	登録情報②③④⑤のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当該照会日から６か月以内
③本契約に係る客観的な取引事実	契約継続中および契約終了後５年以内（ただし、契約内容および返済情報については契約継続中および契約終了後５年以内）
④本契約に係る債務の支払いを延滞した事実	契約継続中および契約終了後５年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から１年以内）
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から５年以内

【加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係】

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	全国銀行個人信用情報センター、JICC
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC
JICC	全国銀行個人信用情報センター、CIC

※本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査の期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。